中小企業振興資金融資制度運用指針

【共通事項】

第１　融資対象について

（１）会社

会社とは、「株式会社」、「特例有限会社」、「合資会社」、「合名会社」及び「合同会社」であって、設立に関する登記が完了したものをいう。

（２）個人事業者の取扱い

市内において事業を営むものに限る。また、所轄の税務署に個人事業の開業届出書を提出していること。

（３）個人から法人成りした場合の取扱い

代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であることが認められる場合は、事業実績を通算する。

（４）支店等の取扱い

ア　本店が市外にあり、支店等が市内にある場合で、次の要件に該当するものは対象とする。

（ア）原則として、支店等の登記（支配人登記）がなされていること

（イ）資金の使途が当該支店等に係る事業資金であるとともに、当該支店等が自ら借入れするものであること

イ　本店が市内にあり、市外に支店等がある場合（新たに設置する場合も含む）の当該支店等に係る事業資金については対象としない。

（５）大企業の子会社の取扱い

大企業の出資比率が５０％を超える企業（子会社）は、大企業とみなし、融資の対象としない。ただし、出資比率が５０％を超えていても、自主独立した運営や資金調達がなされていると認められる場合は対象とする。

（６）医業を行う事業法人の取扱い

共通要領第２条に定める中小企業者のうち、中小企業信用保険法第２条第１項第５号の規定による医業を主たる事業（老人保健施設を含む。）とする法人については、医療法人、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人をいう。）、社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下のものとする。

（７）学校法人、宗教法人等の取扱い

学校法人、宗教法人及び医業を主たる事業としない一般社団法人等は対象としない。ただし、各資金の個別要領において特別に定めるものについては、この限りでない。

（８）外国人の取扱い

北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の取扱要領（信用保証の手引）に準じる。

（９）対象外業種を兼業している場合

対象業種と対象外業種を兼業している場合は、両事業に共用する資金は対象としないが、対象業種のみに使用する資金は対象とする。

（１０）その他の兼業の取扱い

個人で、役員報酬、給与などを受けている者が他に事業を営んでいる場合については、一般に、その報酬や給与により生計を維持しているものと見なされることから、その事業による収入がなければ明らかに生計を維持できないものを除き、融資の対象としない。

（１１）業種

ア　原則として、日本標準産業分類によるものとする。なお、複数の業種に属する事業を営んでいる場合の主たる業種については、生産額、売上額及び業態などを精査して判定するものとする。

イ　法人にあっては、必ず、融資対象とする事業がその法人の登記簿に記録されていること。

（１２）従業員について

ア　常用従業員

（ア）次のいずれかに該当する者を常用従業員とする。

a　正社員、正職員など常時就業している者（法人の役員及び個人事業主を除く。）

b　臨時に使用する従業員のうち、年間を通じ概ね２分の１以上の期間雇用している者及び一定時間帯であっても長期間継続的に雇用している者

（イ）個人事業者における家族従業員については、有給であっても、それが事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば、常用従業員に含まない。

イ　従業員数

従業員数は、本・支店、営業所、工場等の常用従業員の総数による（中小企業等協同組合等の場合は、組合自体の常用従業員数とする。）。

第２　資金使途について

（１）対象としない資金

ア	生活資金	エ	教育資金
イ	住宅資金	オ	その他事業資金と認められないもの
ウ	投資資金（経営基盤強化のための合併、事業承継、自社株の買戻し等に係る取得資金を除く。）、投機資金		

（２）住宅併用店舗（工場）等の取扱い

住宅部分の取得に要する資金は対象としない。対象部分及び非対象部分の算定については、見積書等の内訳によって区分されたものにより行うものとするが、明確に分離することが難しい場合は、建築図面による床面積の按分により所要資金を算出する。

（３）土地取得の取扱い

ア　事業用施設に付随した土地取得の場合は、その施設の規模に対し、適正と認められる敷地面積について対象とする。

イ　投機的、先行的など、土地のみの取得は対象としない。ただし、次の要件に該当する場合は、市と協議の上、対象とすることができる。

（ア）	すでに事業の用に供しており、従来から借地として使用している土地を取得しようとするもの
（イ）	移転用地の取得であって、取得後速やかに事業の用に供することが具体化しているもの 【例】①　工業団地、動物園通り産業団地内の土地の取得 ②　資金のあっせん申込時点で、建物等の建築図面又は見積書等が作成済であり、着工時期が明確になっている
（ウ）	隣接地の新たな取得であって、事業形態及び利用の目的からみて事業の用に供することが明確なもの
（エ）	その他、事業を営むために明らかに必要と認められるもの

（４）法人の不動産取得の取扱い

法人が不動産を取得する場合、代表者等個人名義で登記するものについては、融資対象としない。

第３　貸付条件

（１）貸付金の単位

貸付金の単位については、貸付金額は「万円」とし、償還元金は「千円」とする。ただし、貸付条件変更要領に基づく措置で、特に市長が必要と認めた場合については千円未満とすることができる。

（２）貸付限度額

資金ごとの貸付限度額には、その資金のあっせん申込時点における融資残高を含めるものとする。

（３）貸付期間

ア　資金ごとに定める貸付期間は、「一般事業資金（短期融資）」を除き、１年を超えた長期資金として取り扱うこととし、各資金の返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

イ　資金使途（「運転資金」・「設備資金」）で貸付期間の定めが異なる資金を、併用で利用しようとする場合は、あっせん申込金額の多い資金使途の貸付期間とすることができる。

（４）据置

据置とは元金据置をいう。

第４　融資に当たっての取扱い

（１）設備投資

ア　対象となる設備投資は、全て旭川市内で実施するもので、建築、消防、衛生、公害防止その他行政の指導基準等に合致するものでなければならない。

イ　融資あっせん申込みの際には、見積書のほか、図面、カタログ等にて設備投資の内容を明確にし、その写しを融資あっせん申込書（共通様式第１号又は２号）に添付するものとする。購入しようとする設備が中古物件（品）の場合についても同様とし、カタログについてはその主なものについてのみとすることができるものとする。

ウ　融資あっせん申込み以前に工事等の契約（発注含む）及び施工に着手したものや、機械設備・車両等の契約（発注含む）をしたものについては、原則として融資の対象としない。

エ　不動産取得に係る登記等の諸経費は、設備資金として取り扱うことができる。ただし、見積書等の疎明資料の写し又は諸経費の明細一覧を作成し添付すること。

（２）担保及び連帯保証人の取扱い

担保及び連帯保証人の設定の必要性及びその範囲については、取扱金融機関が借入申込者と十分協議して判断し、決定するものとする。

（３）資金間の併用について

同一企業等が制度資金を併用して利用する場合、資金ごとに貸付限度額まで利用することができるものとする。ただし、一般事業資金における長期融資、短期融資、小口零細企業特別融資の併用については、一般事業資金の貸付限度額までとする。

（４）信用保証の依頼

原則として、取扱金融機関が信用保証協会への信用保証の依頼を行うものとする。ただし、取引金融機関がない等、特別な場合はこの限りではない。

（５）融資実行済み案件の貸付利率について

融資時点で適用した貸付利率は、返済が完了するまで、変動金利を選択したものを除き、原則として変更できないものとする。ただし、別に定める貸付条件変更要領に基づく貸付条件の変更にあっては、取扱金融機関が認めるものに限り、当該変更時点における資金ごとに定める貸付利率まで引き下げることができるものとする。

（６）繰上返済について

借入残高について一括して繰上返済をする場合は、市との事前協議は不要とする。ただし、取扱金融機関は、共通要領第１２条第１項に基づく事務報告（旭川市中小企業振興資金貸付残高及び処理状況（共通様式第５号））により、繰上返済の実績を市に報告するものとする。

（７）変更届

借入者及び取扱金融機関は、借入者の住所、商号名、代表者氏名等に変更があった場合は、共通様式第１１号により速やかに市へ報告するものとする。

第５　融資あっせんの取扱い

（１）融資あっせん書の発行事務に当たって、あっせん機関は、融資案件により必要に応じて事前に取扱金融機関（信用保証協会を含む）と協議、調整を行うことができるものとする。

（２）融資あっせん申込書

ア　融資あっせん申込書の記入に際しては、必要事項をくまなく記入し、特に資金使途については、主たる業種、決算内容、申込みの時期、必要性等を総合的に判断して妥当性のあるものとし、具体的に記入しなければならない。

【例】支払手形決済資金、買掛金支払資金、商品（原材料）仕入資金、賞与等人件費支払資金、営業用車両（ＯＯ社製△△△）購入資金など

イ　融資あっせん申込書は、申込みの都度、融資を受けようとする資金及び取扱金融機関ごとに作成するものとする。なお、融資あっせん申込書の添付書類は、同時に複数のあっせん申込みを行う場合や複数口に分割して申し込む場合にあっては、重複するものを省略できるものとする。

ウ　市が取扱金融機関に交付する融資あっせん書の有効期限は、原則として交付の翌年度末までとする。

（３）融資あっせんの取消し等

ア　市が融資あっせん書を取扱金融機関に発行した後において、申込企業等の特別な事情により融資あっせんした内容で融資を行わない場合は、あっせん申込企業等は速やかに書面（参考様式１－１号）により市へその旨を申し出なければならない。また、取扱金融機関の事情により融資あっせんした内容で融資を行わない場合や変更が生じた場合（融資金額、返済条件等）は、取扱金融機関は速やかに書面（参考様式１－２号）に対象となる融資あっせん書及び融資あっせん申込書（市受付印押印のもの）を添えて、市へその旨を申し出なければならない。

イ　前号の場合において、市は当該融資の実行を予定していた取扱金融機関へ、融資あっせん決定を取り消す等、必要に応じて通知をするものとする。なお、同内容を変更して改めて融資あっせん申込みを希望する場合には、市と事前に協議の上で、関係書類を別途作成し、改めて市へ提出するものとする。

第６　原資の預託

（１）預託の方法

融資制度に係る原資（預託金）については、次の方法により取り扱うものとする。

ア　年度当初預託によるもの

年度当初に、既往貸付けの残高分と新規貸付見込分の原資を預託するもの

なお、既往貸付分の返済が進むにつれ発生する預託金の剰余分は、そのまま、その後の新規貸付分の預託金に算入するものとする。また、年度当初預託を行わない場合においては、年度途中で追加預託をすることができるものとする。

【対象資金】

一般事業資金

イ　新規貸付分の追加（事後）預託によるもの

既往貸付けの残高分を年度当初に預託し、年度中の新規貸付分については、融資実行の翌月に実行額の預託倍率分の１を追加（事後）預託するもの

【対象資金】

緊急対策資金、大型設備等導入資金、企業立地促進資金、経営革新・販路拡大等支援資金、バリューアップサポート資金、経営課題解決資金、新規創業支援資金、中心市街地新規出店支援資金、ニューパワーアップ資金、おもてなし環境整備資金、借換資金

（２）預託に係る運用条件について

市は、預託金を取扱金融機関へ預託するに当たって、運用条件を示すため、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づく改定の際に、別表１の「預託金運用表」を作成し、取扱金融機関へ通知するものとする。

（３）追加（事後）預託を要する資金の融資取扱い

追加（事後）預託の原資は予算枠の範囲内で運用するため、融資あっせん申込みに当たっては市が取扱いすることが確実な案件に限ることとする。また、年度途中であっても予算がなくなり次第、取扱いを終了する。

（４）年度当初預託の時期

年度当初預託については、預託契約の契約日（毎年４月１日。当日が金融機関、市の休業日に当たる場合はその翌日以降の直近の営業日）に預託を行うものとする。

（５）追加（事後）預託の時期

追加（事後）預託を要する資金の預託については、融資実行の翌月７日までに旭川市中小企業振興資金貸付名簿（共通様式第４号）を提出した場合に限り、報告月の末前日を目処に追加預託を行う。ただし、３月に追加預託となる２月貸付の預託額については、３月１日までに同貸付名簿を提出した場合に限り、３月１５日頃に追加預託を行う。

（６）預託金の預託単位

預託金の単位については、万円とし、万円未満を切り捨てるものとする。また、金融機関が原資を預かる時の預金単位は、原則として金融機関（支店）、資金の順に区分けし、全てが一致したものを１口として預かり、融資案件１本を１口としないこと。ただし、預託金の預金種別について譲渡性預金を用いる場合にあっては、当該預金に係る管理単位の額に応じて区分けするものとする。

（７）預託金の返還について

取扱金融機関は、当該年度末（毎年３月３１日。当日が金融機関、市の休業日に当たる場合はその直前の営業日）に、年度中に市が預託した全額（利息が存する場合には預託元利金の全額）を返還するものとする。

別表１　　預託金運用表

	新運用条件（　　年　月　日から適用）							旧運用条件（　　年　月　日まで適用）						
	貸付利率				預託倍率	預託利率	実質金利	貸付利率				預託倍率	預託利率	実質金利
	固定金利			変動金利				固定金利			変動金利			
	５年以内 (%)	10年以内 (%)	15年以内 (%)	(%)	(倍)	(%)	(%)	５年以内 (%)	10年以内 (%)	15年以内 (%)	(%)	(倍)	(%)	(%)
一般事業資金														
長期融資														
短期融資														
小口零細企業特別融資														
緊急対策資金														
倒産関連融資														
災害・景気対策融資														
大型設備等導入資金														
工場･店舗等整備融資														
ものづくり支援融資														
企業立地促進資金														
経営革新・販路拡大等支援資金														
経営革新・販路拡大等支援融資														
経営力強化サポート融資														
バリューアップサポート資金														
経営課題解決資金														
新規創業支援資金														
おもてなし環境整備資金														
中心市街地新規出店支援資金														
ニューパワーアップ資金														
借換資金														

※一般事業資金（短期融資を除く）における変動金利については、貸付期間が５年を超えるものに限り選択できるものとし、利率は、融資実行以降、市場金利の変動に合わせて、各取扱金融機関の定めにより変動する。

※借換資金の貸付利率は、融資実行時の上限利率とし、融資実行以降、市場金利の変動に合わせて、各取扱金融機関の定めにより変動する。